

別表 (修復範囲等)

2. 設備の修復範囲等(土地建物用)

		設備の名称	故障・不具合 の減少例	修復等の内容	免責事項
主要 設備	給湯関係	給湯器	・配管の接続不良 による水漏れ ・器具の機能不良	・補修・調整	・給排水管の パッキング ・電球、電池等 の消耗品
		バランス釜			
		太陽熱温水器			
	水廻り関係	厨房設備(台所セット)			
		浴室設備			
		洗面設備			
		トイレ設備			
		洗濯用防水パン			
	空調関係	冷暖房機	・器具の機能不良		
		冷房機			
		暖房機			
		床暖房設備			
		換気扇			
	その他	24時間換気システム			
		インターホン	・器具の機能不良		
		ドアチャイム			

留意点

- 本表の記載は、不動産売買契約書(設備の引渡し・修復)の条項における「設備の修復範囲等」を示したものです。
- 買主が、引渡完了日から7日以内に主要設備の故障・不具合の修復を請求した場合、売主は、上記記載の(修復の範囲等)に基づき修復を行います。
- 本表の主要設備以外に、売主・買主間で合意した主要設備があるときは、その修復範囲等については、本表の内容に準じるものとします。